

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の改正について（議案第32号）

子育て施設課

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定しなければならないこととする。
- (2) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車を運行する場合、乗降車時に点呼等により利用者の所在を確認しなければならないこととする。

3 施行期日

令和5年4月1日